

## 中小企業経営承継円滑化法 について



**小林 由拓** (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士

12月号では、中小企業経営力強化支援法をご紹介させていただきました。今月号では、中小企業経営承継円滑化法による中小企業の承継支援策をご紹介させていただきます。

〔質問〕

中小企業経営承継円滑化法による中小企業の承継支援策とはどのようなものですか。

〔回答〕

1. 中小企業経営承継円滑化法創設の背景

日本経済の基盤となるべき中小企業の経営承継

は、雇用の確保や地域経済活力維持の観点からきわめて重要です。しかし、現状は承継について十分な準備をしている中小企業は少なく、中小企業の持つ貴重な技術力やノウハウの散逸も懸念されています。

そこで、円滑な経営承継を支援するために相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等への総



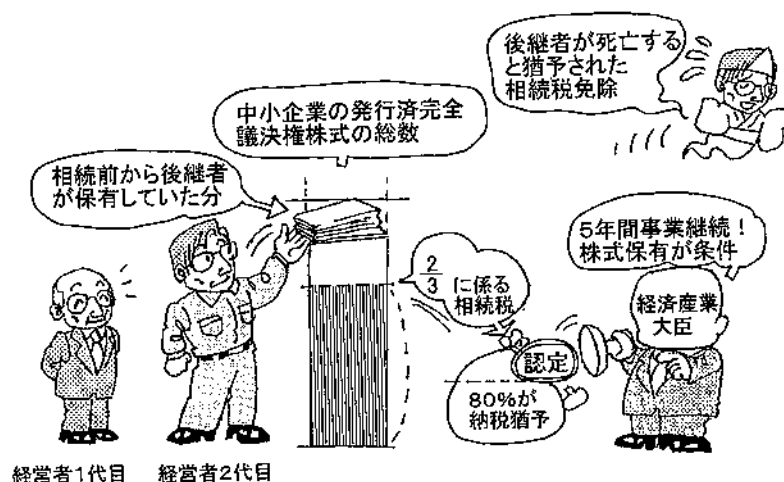
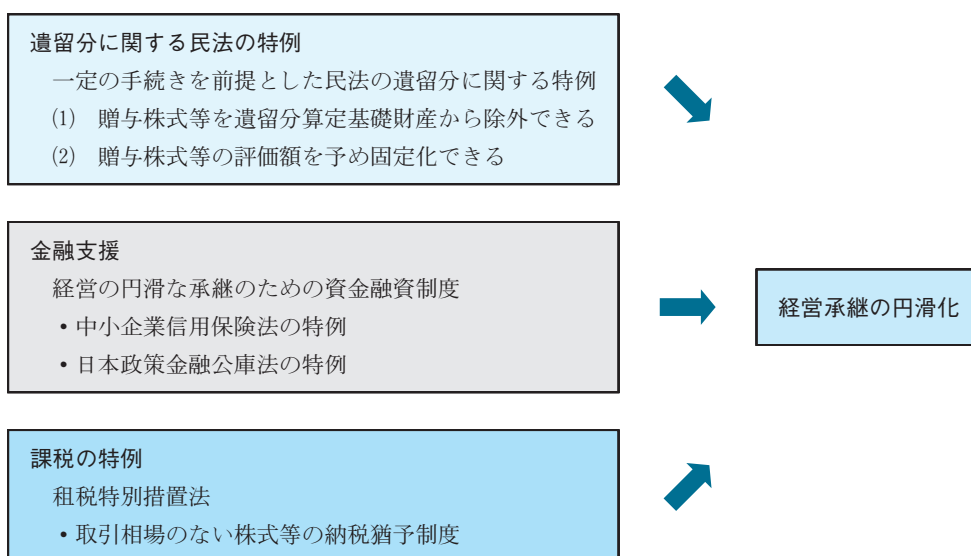
合的な支援策が講じられ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「中小企業経営承継円滑化法」という）が平成20年10月1日から施行（但し遺留分に関する民法の特例に係る規定については平成21年3月1日から施行）されました。

さらに平成24年4月1日から改正省令が施行され支援内容が大幅に拡充されました。

## 2. 中小企業経営承継円滑化法の概要

中小企業の円滑な経営承継を図るうえで、

- 民法上の遺留分の制約
  - 代表者交代による信用不安
  - （自社株式等にかかる）多額の相続税負担
- の3点の課題があるとされています。これらを解決するための対策として、中小企業経営承継円滑化法の施行により、遺留分に関する民法の特例、金融支援制度が創設され、また、相続税・贈与税の納税猶予の特例が創設されました。このような特例から今回は取引相場のない株式等の納税猶予制度について説明させていただきます。



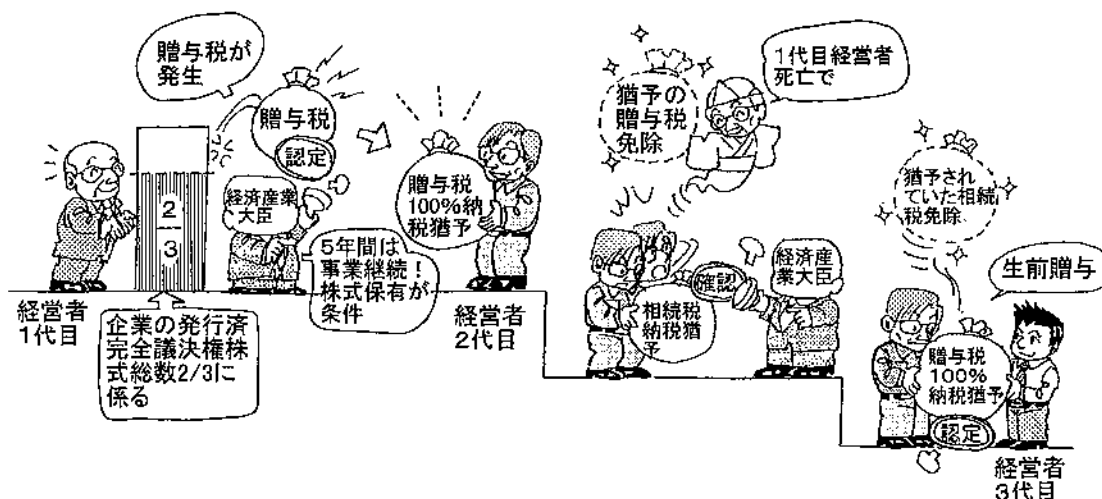
### 3. 取引相場のない株式等の納税猶予制度のポイント

「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下「所得税法等改正法」）」の施行（平成21年4月1日）により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、事業承継制が大幅に拡充されました。具体的には、非上場株式等に係る相続税の軽減措置が、従来の10%減額から80%納税猶予へと大幅に拡充されるとともに、新たに非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度が創設されました。

相続税の納税猶予制度については、後継者が相続又は遺贈により取得した株式等（ただし、相続開始前から後継者が既に保有していた完全議決権株式等を含めて当該中小企業の発行済完全議決権株式等の総数の3分の2が上限）に係る相続税の80%が納税猶予されます（租税特別措置法第70条の7の2第1項）。本制度の適用を受けるためには、経営承継法に基づく経済産業大臣の「認定」を受け、5年間は雇用確保を始めとする事業継続要件を満たす必要があります。また、その後も、

基本的には、後継者が対象株式等を継続保有することが求められ、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます（ただし、5年間は、対象株式等を一部でも譲渡すれば、全猶予税額の納期限が到来するのに対して、5年経過後は、譲渡した株式等の割合に応じて猶予税額の納期限が到来します。）。なお、この相続税が免除される場合には、後継者が「次の後継者」に株式等を贈与して当該「次の後継者」が贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合が含まれます。

他方、贈与税の納税猶予制度については、後継者が贈与により取得した株式等（ただし、贈与前から後継者が既に保有していた完全議決権株式を含めて当該中小企業の発行済完全議決権株式等の総数の3分の2が適用の上限）に係る贈与税の100%が納税猶予されます（租税特別措置法第70条の7第1項）。本制度においても、相続税の納税猶予制度と同様、経済産業大臣の「認定」を受けた上で5年間の事業継続要件を満たす必要があり、その後も基本的に対象株式等の継続保有が求められます。また、後継者が死亡等の一定の場合



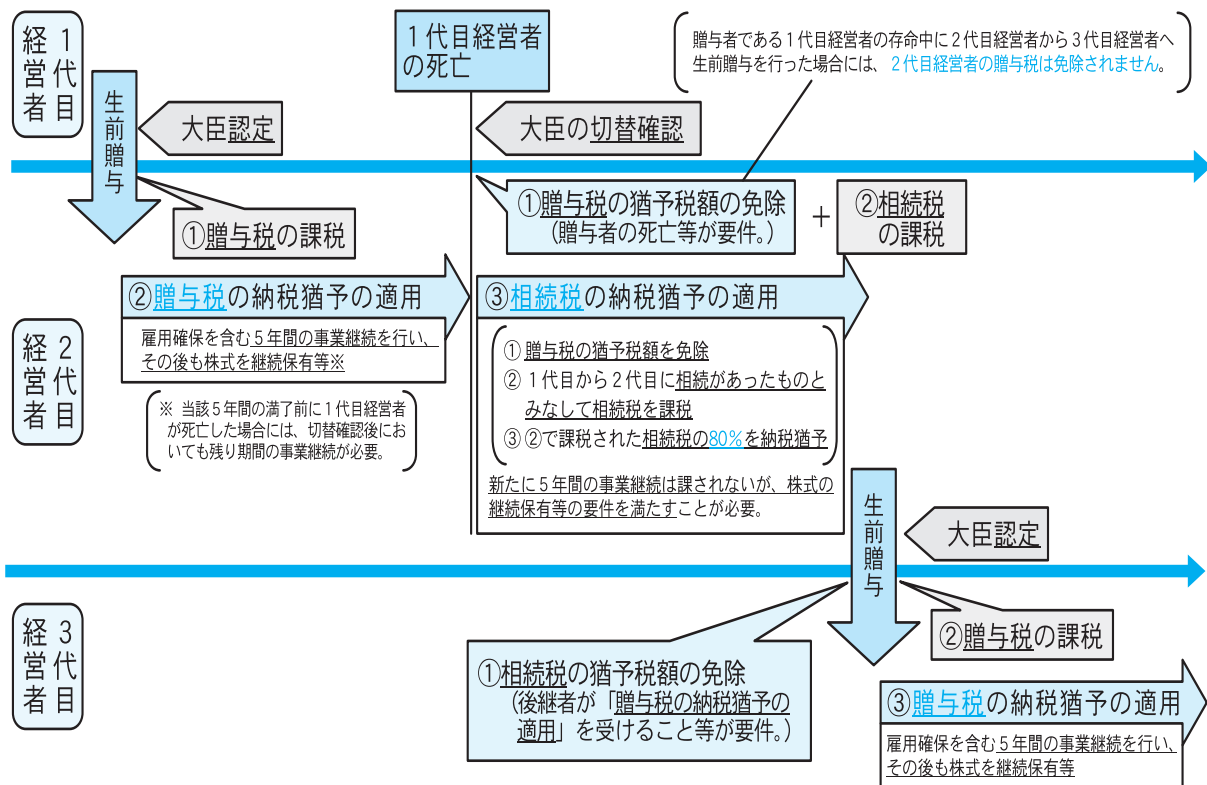
には、猶予された贈与税が免除されます。

ただし、相続税の納税猶予制度の場合とは異なり、猶予された贈与税が免除される場合には、先代経営者（＝贈与者）が死亡した場合が含まれません。この場合には、贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等は先代経営者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額を基礎として計算された価額により相続税を計算）（租税特別措置法第70条の7の3第1項）。その際、相続又は遺贈により取得したものとみなされた株式等については、経済産業大臣の「確認」を受けることで、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の適用の対象となります（租税特別措置法第70条の7の4第1項）。つまり、贈与税の納税猶予の適用を受けて

いる間に先代経営者が死亡した場合には、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予へと切り替えて適用を受けることで、納税猶予を継続することができる仕組みとなっています。

以上のとおり、今般創設された事業承継税制では、相続税及び贈与税の納税猶予制度を組み合わせることで、相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することができ、また、将来にわたって、円滑な事業承継が可能となります（制度の全体像は下図を参照してください）。

中小企業の経営を応援する最新の支援策として中小企業経営承継円滑化法をご紹介させていただきました。事業の繁栄のためにぜひご活用ください。



全体図